

子保発0829第1号
平成29年8月29日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省 子ども家庭局 保育課長
（ 公 印 省 略 ）

保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）における事故防止については、従来より、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（以下「ガイドライン」という。）」（平成28年3月31日付け府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号）等により、関係機関、市区町村及び各施設・事業者へのガイドラインの周知をお願いしています。

特に、プール活動・水遊びを行う場合の事故防止については、「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成29年6月16日付け雇児保発0616第1号）により、ガイドラインの周知を図るとともに、「水泳等の事故防止について」（平成29年4月28日付け29ス庁第99号）を参考にして、管内の保育所等及び市区町村に対して、安全管理及び事故防止の徹底を周知するよう、お願いしたところです。

今般、認可保育園でのプール活動において、死亡事故が発生したことから、ガイドライン及び上記通知について、再度の周知をお願いいたします。また、今般の事案は、監視に当たっていた保育士が遊具を撤去している間に児童が水に浮いた状態で発見され、その後死亡したとの報告を受けていることから、特に、ガイドラインで示されている「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」に御留意の上、管内の保育所等及び市区町村に対して、安全管理及び事故防止の徹底を再度周知するよう、お願いいたします。

(参考)

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

【事故防止のための取組み】 ～施設・事業者向け～

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

【事故防止のための取組み】 ～地方自治体向け～

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline2.pdf

【事故発生時の対応】 ～施設・事業者、地方自治体共通～

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000125859.pdf>

「水泳等の事故防止について」(通知)

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1385296.htm

(「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」より抜粋)

プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 定期的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等